

# 近畿小児内分泌症例検討会 会則

施行 令和5年7月31日

- 第1条 (名称) 本会は近畿小児内分泌症例検討会と称する。
- 第2条 (事務局) 本会の事務局を大阪大学小児科学教室 (〒565-0871 吹田市山田丘 2-2) に置く。
- 第3条 (目的) 本会は近畿地区における小児内分泌の臨床における問題の解決に努め、参加者の診療レベルの向上をはかる。また、近畿地区での会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために、学術集会を開催する。発表内容は原則、症例報告 (診断や治療法の相談を含む) とし、観察研究を対象としない。発表に際しては、患者からの同意を得るものとし、個人情報に配慮する。また、日本小児内分泌学会の定める利益相反 (COI) に関する規則に従う。
- 第5条 (会員) 会員は原則として日本小児内分泌学会の正会員で、本会の目的に賛同するものとする。ただし、初期・後期研修医、医学部学生等は臨時会員として日本小児内分泌学会の正会員であることは求めない。学術集会参加時に、会員資格のあるものを同意を得て登録し、名簿の作成を行う。
- 第6条 (退会) 日本小児内分泌学会を退会したものは、同時に退会となる。
- 第7条 会員としての義務を履行しない場合には退会とみなす。また本会の趣旨に背き本会の会員にふさわしくないとと思われる会員は世話人会の承認を経て除名することができる。
- 第8条 (役員) 本会に次の役員を置く。役員の定年は70歳とし、当該事業年度で退任する。
- |       |                                    |
|-------|------------------------------------|
| 代表世話人 | 1名                                 |
| 事務局幹事 | 若干名                                |
| 世話人   | 日本小児内分泌学会近畿地区評議員及び<br>細則に記載した施設代表者 |
| 会計監事  | 2名                                 |
- 第9条 代表世話人及び事務局幹事は世話人会により選出する。代表世話人は世話人会を組織し会務を執行する。
- 第10条 世話人と会計監事は施行細則により選出する。学術集会は世話人が輪番で主催する。世話人会は原則として日本小児内分泌学会学術集会と同一日などに現地で、また、必要時にはWebで開催する。世話人の過半数の参加・委任状により世話人会は成立する。
- 第11条 (任期) 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。任期は会計年度と同一とする。
- 第12条 (会議) 学術集会は原則として年1回開催する。

第13条 (会費) 本会は会費(参加費)と賛助金により運営する。会計年度は毎年1月1日より、同年12月末日迄とする。会計監事は世話人会で会計報告を行う。

第14条 (会則、会費の変更) 本会の会則の変更は世話人会の参加者の過半数の決定による。会則は令和5年8月1日より施行する。

## 近畿小児内分泌症例検討会 施行細則

施行 令和5年11月8日

### 第1章 学術集会

1. 近畿地区とは滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、大阪府、和歌山県とする。交通の便や自宅などの都合により近隣の県からの参加・発表を妨げるものではない。
2. 学術集会の参加費は原則として3000円とする。
3. 本集会は日本内分泌学会専門医制度の内分泌代謝科専門医 単位付与集会(2単位)に認定されることを目指す。
4. 発表者は、筆頭演者または共同演者のうち少なくとも1人は日本小児内分泌学会会員である事とする。発表者は学術集会1か月前を目途に発表タイトルと演者名(共同演者を含む)と施設名を当番世話人に送付することをもって参加登録とする。
5. 会則第5条に規定される会員の他に学術集会への参加希望がある場合、参加の可否および参加費の徴収の有無については当番世話人の裁量に委ねることとする。

### 第2章 世話人会

1. 世話人は近畿地区の日本小児内分泌学会評議員、近畿地区の大学または小児内分泌研修施設の代表者とする。
2. 当面は、以下の小児内分泌診療の施設代表者(各1名)とする。評議員であることが望ましいが、必要要件としない。また、施設代表者を置かなくても良い。  
滋賀医科大学、京都大学、京都府立医科大学、兵庫医科大学、神戸大学、奈良県立医科大学、大阪医科薬科大学、大阪大学、関西医科大学、大阪公立大学、近畿大学、和歌山県立医科大学、滋賀県立小児保健医療センター、兵庫県立こども病院、大阪市立総合医療センター、大阪母子医療センター、JCHO大阪病院、箕面市立病院、河内総合病院、医誠会国際総合病院、希望の森成長・発達クリニック  
各施設の世話人が交代する場合、事務局に速やかに連絡する。当番世話人は学術集会開催日の概ね3か月前までに開催日時や場所などをEメール等で通知する。
3. 日本小児内分泌学会評議員を定年のため、世話人を退任時より、功労世話人となる。また、世話人会にて特別に功労のあったものを70歳以上で功労世話人に指名することができる。功労世話人は世話人会への出席・議決権は有するが当番世話人

への選出は行わない。

4. 功労世話人についても、会則第 5、6、7 条は適応される。また、功労世話人は本人から辞退することができる。

### 第 3 章 役員及び当番世話人

1. 会計監事は、世話人会で会員の中から 2 名選出する。
2. 当番世話人は輪番とし、次回開催の当番世話人は世話人会で決定する。

### 第 4 章 雑則

1. 本細則の改正には世話人会の議決を経なければならない。
2. 本細則は、令和 5 年 11 月 8 日より施行する。

### 今後の検討事項

1. 個人情報に配慮した上で、症例の診断・治療に関する相談を、有志に対して個別に行えるようにしていく。
2. 賛助会員や施設・個人からの寄付についても検討する